様式１

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| | | |
|---|---|---|
| 処分の名称 | | 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の最高限度の特例許可 |
| 根拠条例･規則等名 | | 建築基準法(昭和２５年法律第２０１号) |
| 条項 | | 第６０条の２の２第１項第２号 |
| 所管部課 | | 建設局 建築行政部 建築行政課(048-829-1533) |
| 審査基準 | 基準<br>（未設定の場合はその理由） | 設定できません。<br>(処分先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体化することが困難) |
| | 設定等年月日 | 令和２年９月７日設定 令和 年 月 日最終改正 |
| 標準処理期間 | 期間<br>（未設定の場合はその理由） | ６０日 |
| | 設定等年月日 | 令和２年９月７日設定 令和 年 月 日最終改正 |
| 備考 | | |